

指定管理者の指定について

指定管理者を次のように指定する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 施設の名称 (1) 熊本市総合体育館・青年会館  
(2) 田迎公園運動施設  
(3) 南部総合スポーツセンター  
(4) 熊本市総合屋内プール  
(5) 託麻スポーツセンター  
(6) 水前寺野球場  
(7) 水前寺競技場  
(8) 城南総合スポーツセンター  
(9) 植木中央公園運動施設
- 2 指定管理者 熊本市中央区出水2丁目7番1号  
一般財団法人 熊本市社会教育振興事業団  
理事長 宮原 國臣
- 3 指定期間 自 平成31年4月1日  
至 平成36年3月31日

(提出理由)

熊本市総合体育館・青年会館、田迎公園運動施設、南部総合スポーツセンター、熊本市総合屋内プール、託麻スポーツセンター、水前寺野球場、水前寺競技場、城南総合スポーツセンター及び植木中央公園運動施設の指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。